

# 水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会 規約

## (改正案)

### 第1条 設置、名称

本会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として設置し、「水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会」（以下「推進協議会」という。）と称す。

### 第2条 目的

推進協議会は、河川管理者、県、市町村等が連携・協力して、信濃川下流域のもつ課題及び減災のための目標を共有し、協働して、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、下流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築し、地域防災力を向上させる治水方策を推進することを目的とする。

### 第3条 対象河川

推進協議会は、信濃川（下流）、関屋分水路、別表-1に示す信濃川下流域における指定区間内の一級河川及び新川他8水系の二級河川を対象とする。

### 第3.4条 組織

1. 推進協議会に会長をおく。会長は、会員の互選によるものとし、会務を総括する。  
なお、会員は、別表-1.2に掲げる会員をもって構成する。
2. 推進協議会に幹事会をおく。幹事長は会長が指名し、幹事は、別表-2.3に掲げる幹事をもって構成する。  
幹事会は、推進協議会の企画立案や会員機関相互の連絡調整、推進協議会の指示による各種検討を行う。
3. 推進協議会及び幹事会は、必要に応じ、協力学識者に意見を聴くことができる。  
また、協力学識者は、幹事会において選任するものとする。  
なお、協力学識者の委嘱期間は、原則として2年とするが、再委嘱を妨げないものとする。
4. 幹事会は、必要に応じ、ワーキンググループを設置し、個別事項に関し、検討させることができる。
5. 推進協議会及び幹事会へは、必要に応じ、推進協議会及び幹事会並びにあらかじめ選定した学識者以外の関係機関を出席させることができる。

### 第4.5条 会務

1. 下流域全体の地域防災力を向上させる治水方策の実現に向けた具体的な対策を明らかにし、洪水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれまたは連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有し進捗状況を確認する。
2. 減災のための目標を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
3. 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。  
また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。
5. 地域防災力を向上させる治水方策の検討において、必要とされる情報の共有や必要に応じて学識者からの助言を得る。

#### 第5.6条 推進協議会及び幹事会の開催

推進協議会は、会長が必要と認めたときに会長が、幹事会は、幹事長が必要と認めたときに幹事長がそれぞれ招集する。

#### 第6.7条 情報公開

推進協議会及び幹事会は、原則、公開とする。

#### 第7.8条 事務局

推進協議会の事務局は、北陸地方整備局信濃川下流河川事務所及び北陸地方整備局河川部並びに新潟県土木部河川管理課におき、各機関と調整を図りながら運営を行う。

#### 第8.9条 規約の改正

推進協議会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、会員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行うものとする。

#### 第9.10条 雑則

この規約に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って決める。

#### 附 則

本規約は、平成25年5月31日より実施する。

#### 附 則

(一部改正)

本規約は、平成26年2月13日より実施する。

(一部改正)

本規約は、平成28年8月4日より実施する。

(一部改正)

本規約は、平成30年5月 日より実施する。

別表－1

## 【対象河川(新潟県管理)】

水系名	河川名	水系名	河川名	水系名	河川名	
【一級】						
信濃川	通船川		曲谷川		浦瀬川	
	栗ノ木川		中浦川		乙吉川	
	鳥屋野潟		小長沢川		城下川	
	鳥屋野潟放水路		守門川		西川	
	鷺ノ木大通川		駒出川		矢川	
	西大通川		笠堀川		新矢川	
	小阿賀野川		布倉川		払川	
	能代川		鎌倉沢川		茶屋川	
	荻曾根川		貝喰川		藤内川	
	荘之江川		才川		祓川	
	後田川		中ノ口川		大森川	
	滝の入川		中之島川		湯川	
	宮古川		末宝川		北湯川	
	滝谷川		刈谷田川		出来津川	
	神戸川		石地川		城川	
	辻川		堀溝川	一級水系: 1水系 122河川		
	牧川		稚児清水川			
	平川		耕地川	【二級】		
	五部一川		小出川	新川	新川	
	派川能代川		川谷川		広通川	
	城の入川		本明川		西山川	
	新津川		古川		木山川	
	覚路津大通川		塩谷川		大通川	
	東大通川		田中沢川		大通川放水路	
	五社川		九川谷川		飛落川	
	才歩川		平中之俣川		坂本川	坂本川
	山田川		梅野俣川		白勢川	白勢川
	加茂川		葎谷川		宝川	宝川
	大正川		山葵谷川	大野積川	大野積川	
	大皆川		ごよみ川	次郎七川	次郎七川	
	小皆川		梅田川	高堂川	高堂川	
	猿毛川		輪吾田川	藤四郎川	藤四郎川	
	小貫川		西谷川	大三川	大三川	
	長谷川		矢津川	二級水系: 9水系 15河川		
	西山川		前川			
	大谷川		栗山沢川			
	榊沢川		大倉川			
	高柳川		滝清水川			
	小乙川		三十刈川			
	小俣川		来伝川			
	下条川		無黒沢川			
布施谷川		幾地野川				
加茂大平川		増沢川				
谷川		芦ヶ沢				
五十嵐川		深谷沢				
島田川		猿橋川				
新通川		稲葉川				
日端川		山北川				
大平川		椿桂川				
榑山川		椿田川				
大沢川		田井川				
鹿熊川		頭無川				
坂本川		浦加桂川				
		沢田川	合計: 10水系 137河川			

別表-1.2

水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会 会員名簿

新潟市長（会長）

長岡市長

三条市長

加茂市長

見附市長

燕市長

五泉市長

弥彦村長

田上町長

新潟県 防災局長

新潟県 農地部長

新潟県 土木部長

北陸農政局 農村振興部長

新潟地方気象台 次長 台長

北陸地方整備局 河川部長

※各会員については、代理出席を認めるものとする。

別表-23

水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会 幹事会名簿

新潟市	危機管理防災局長、土木部長
長岡市	危機管理監、土木部長
三条市	総務部長、建設部長
加茂市	総務課長、建設課長
見附市	企画調整課長、建設課長
燕市	総務部長、都市整備部長
五泉市	総務課長、都市整備課長
弥彦村	総務課長、建設企業課長
田上町	総務課長、地域整備課長
新潟県防災局	防災企画課長、危機対策課長
新潟県農地部	農地計画課長
新潟地域振興局農林振興部	農林振興部長
新潟地域振興局巻農業振興部	農業振興部長
三条地域振興局農業振興部	農業振興部長
長岡地域振興局農林振興部	農林振興部長
新潟県土木部	河川管理課長、河川整備課長
新潟地域振興局地域整備部	地域整備部長
新潟地域振興局新津地域整備部	地域整備部長
三条地域振興局地域整備部	地域整備部長
長岡地域振興局地域整備部	地域整備部長
北陸農政局農村振興部	水利整備課長
北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所	事務所長
新潟地方气象台	気象防災情報調整官 <u>防災管理官</u>
北陸地方整備局河川部	河川調査官
北陸地方整備局信濃川下流河川事務所	事務所長（幹事長）

※各幹事については、代理出席を認めるものとする。

# 水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会

## 協力学識者名簿

(総括)

※順不同 敬称略

丸井 英明 新潟大学 名誉教授

(防災)

田村 圭子 新潟大学 危機管理本部危機管理室教授

(気象)

熊倉 俊郎 長岡技術科学大学 工学部環境社会基盤工学専攻准教授

(河川)

衛藤 俊彦 長岡工業高等専門学校 環境都市工学科准教授

安田 浩保 新潟大学 災害・復興科学研究所准教授

山本 隆広 長岡工業高等専門学校 環境都市工学科准教授

(農業)

三沢 眞一 新潟大学 名誉教授

吉川 夏樹 新潟大学 自然科学系准教授

(リモートセンシング)

力丸 厚 長岡技術科学大学 名誉教授

(ハザードマップ)

澤田 雅浩 ~~長岡造形大学 建築・環境デザイン学科准教授~~

兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科准教授

(交通)

佐野 可寸志 長岡技術科学大学 ~~大学院工学研究科原子力システム安全工学専攻教授~~

工学部環境社会基盤工学専攻教授

(教育)

藤岡 達也 滋賀大学 教育学部教授

(情報通信)

井ノ口 宗成 ~~新潟大学 危機管理本部機器管理室特任教授~~

富山大学 都市デザイン学部都市・交通デザイン学科准教授

(情報提供)

新潟日報、NHK

29.

※各学識者の役職については、H30.4.1 現在

## ●水防法等の一部を改正する法律

### 背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。



⇒ 「**逃げ遅れゼロ**」、**「社会経済被害の最小化」**を実現し、**同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務**。

### 法案の概要

※ 水害からの的確な避難や被害拡大防止のため関係者の役割・連絡体制を時系列で整理した行動計画。

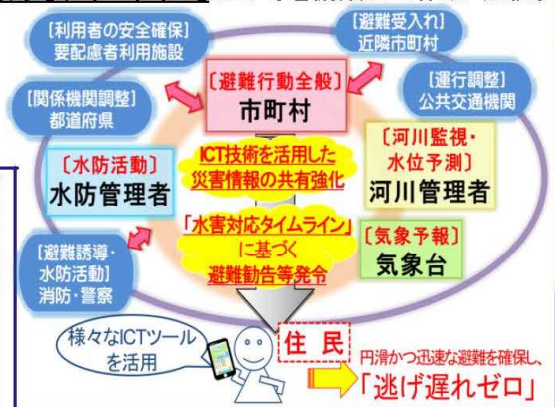
#### 1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

##### 大規模氾濫減災協議会の創設

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

##### ▼協議会のイメージ

「**水害対応タイムライン**」(※)等を協議会で作成・点検。



##### 市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

##### 災害弱者の避難について地域全体での支援

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

#### 2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

##### 国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

##### 予算制度関係

- 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

##### 民間を活用した水防活動の円滑化

- 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

##### 浸水拡大を抑制する施設等の保全

- 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

##### 【目標・効果】

洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現

(KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率

大規模氾濫減災協議会の設置率

134/367協議会 (約37%) (2016年12月)

716/31,208施設(約2%) (2016年3月)

⇒関係機関と連携し、

2021年までに100%を実現

※ 現行協議会は法施行後に法定協議会へ改組予定

※ 法定協議会の母数は見込み

⇒都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現

## 水防法【抜粋】

### (大規模氾濫減災協議会)

#### 第十五条の九

国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
  - 一 国土交通大臣
  - 二 当該河川の存する都道府県の知事
  - 三 当該河川の存する市町村の長
  - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
  - 五 当該河川の河川管理者
  - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
  - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

### (都道府県大規模氾濫減災協議会)

#### 第十五条の十

都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
  - 一 当該都道府県知事
  - 二 当該河川の存する市町村の長
  - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
  - 四 当該河川の河川管理者
  - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
  - 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。